

「初めての従業員」・「社会保険との付き合い方」が得意分野です  
「企業が成長できる人事・労務」に関するご提案を致します  
社会保険労務士

金子 稔 先生



社会保険労務士・特定社会保険労務士  
社会保険労務士金子事務所

金子 稔 先生

東京都新宿区生まれ。工学院大学機械工学科を卒業後、某科学メーカーに入社。工場新設、工程改善や各種規程の作成に従事。在職中に社会保険労務士試験に合格し、2002年3月に社会保険労務士登録。

2005年に東京都昭島市にて社会保険労務士金子事務所を開業し、現在に到る。

多摩地区を中心に都内全域で活動中。中小・ベンチャー企業を中心に諸手続きの代行、就業規則の作成、労務管理相談、各種助成金の提案などを行っている。また、サイバーロード八王子ビジネスお助け隊アドバイザー、経済産業省後援ドリムゲート登録アドバイザーに就任し、起業を目指す方へのアドバイスやセミナー講師としての活動もしている。

PROFILE

連載企画「今月のプロフェッショナル」の第五回は、弊社のビジネスパートナーである、社会保険労務士の金子稔先生にインタビューを行いました。

1. プロフェッショナル像とはどのようにお考えですか？

とても難しい質問ですね(笑)。士業ということで、法律等の専門知識が頭に入っていることが大前提なのですが、社会保険労務士は先生稼業というよりサービス業であると私は考えています。何よりもお客様が望んでいることを把握し、それを踏まえたうえでサービスを提供することができる人物であると考えています。

私は「お会いする」ということを大事にしているのですが創業時から現在に至るまで、夜中であっても休日であってもお客様のご都合に合わせてお伺いしております。今後もお客様を第一に考え取り組んでいこうと思っております。

2. 現在のお仕事を始められたきっかけについて教えてください。

エンジニアとして勤めていたサラリーマン時代に、やり手がいなかった理由で各種規定の作成を行うようになり、そこから興味を持ち始めました。

また、以前から自分で独立してビジネスを行いたいという思いもありました。10年ほど勤めておりましたので、技術系企業の助成金のお仕事の際には装置の名前を聞いただけで大体がわかりました。そういった強みもあるかなと思います。

3. 先生が一番得意とされるサービスはどのようなものですか？

一番よく行っているのは、小規模だと労働保険・社会保険に関する手続き業務、中規模以上だと就業規則の診断・作成及び労務管理相談です。

就業規則は、労働基準法の改正に対応したいといったものや、時流に合わせたものを作りたいといったご要望にお応えしておりますし、労務管理相談は、複雑化する労務問題に対応できる労務管理を行えるようにアドバイスさせていただいております。

就業規則についてですが、お客様には、「本に載っているものや、労働局で手に入る雛型をそのまま使った就業規則だと、トラブルが起きた時に対応できませんよ」という話はよくしています。

例えば、服務規定や懲戒規定などについては独自に作りこんでいかないと、トラブルが起きたときに、せつかくの就業規則が役に立たないことがあります。

就業規則の作成に当たっては、会社の内情や実情をしっかりと伺いながら、本当にその会社向きのオリジナルな就業規則を作成しています。

ところで・・・

特定社会保険労務士の業務とは??



労働者と経営者間のトラブルを自分たちで解決できないとき、どうしますか。裁判？泣き寝入りでしょうか？裁判には長い時間と、多額のお金が必要です。しかし、泣き寝入りでは解決になりません。そこで、裁判をせず「話し合い」によって、トラブルを解決しようという制度があります。これが「**ADR**裁判外紛争解決手続」と呼ばれる制度です。

**特定社会保険労務士は、労働者と経営者が争いになったとき、一定のADRにおける代理人として、裁判によらない円満解決を実現することができる社会保険労務士のことを指します。**

～全国社会保険労務士連合会HPより～

#### 4. 従業員を雇用する上で起こりやすいトラブルとはどのようなものですか？

労働基準監督署へ寄せられている相談で一番多い問題はやはり従業員を解雇したことにより発生する問題です。以前、従業員の解雇について相談をされた案件なのですが、解雇するうえでの注意点をしっかりとその経営者にご説明したつもりが伝わっておらず、その時の経営者のお望みであった「解雇することができる」という部分のみが先行して伝わってしまいました。

その結果ちょっとした争いが起きてしまい大変な思いをしたことがあります。やはり何事も事前に両方で確認しあうことが大切ですね。

#### 5. この不況下において中小企業の経済状況や雇用環境は一気に悪化しました。お仕事にどのような影響が出ていますか？

2009年は大不況と言われている年ですが、その影響から、社労士業務においては雇用問題、助成金の相談等、様々な場面でニーズが高まり、その結果自身の仕事の幅は広がり、案件も増えております。

次年度も今のところは雇用環境の改善や景気回復の見通しは立っていないと思いますので、当分の間このような業務に対するニーズは継続していくと思えます。

#### 6. 現在様々な助成金制度がありますが、受給要件やその手続きについて、また何か興味深い制度があれば教えてください。

やはりメインは中小企業の緊急雇用安定助成金ですが、最近では徐々に件数が減ってきています。こちらは、要件と書類が十分に整っている状態であれば1週間程度で申請が完了してしまうものなのです。

詳細は省かせていただきますが、どの助成制度も雇用保険の適用が密接な関係にあります。週20時間以上働く労働者は原則として雇用保険に加入する義務があるのですが、きちんと処理していないと申請手続き上、問題となるケースがありますのでご注意ください。一方、創業や新規事業進出を支援する中小企業基盤人材確保助成金については事務作業が特に煩雑であることをご説明しています。

#### ブレイン編集担当者より

金子先生、ご協力頂き誠にありがとうございました。

税理士業務（BC業務）と社会保険労務士業務は起業・創業時や経営をサポートする業務において密接な関係にあるといえます。私もお客様から「従業員の待遇」について相談を受けることがよくありますが、具体的には、「就業時間の決定、給与の支給、休憩時間・休日の設定、有給に関する疑問」等、労務管理に関するお悩みは様々です。経営者は常に従業員との間に起こる労働問題と隣り合わせであり、規定の作成等、社員からの要望があれば義務でなくても応えざるをえない状況も多々あることでしょう。

間違った判断は労使トラブルに発展しますので、BCはいつも労務のプロである金子先生にご相談させていただきます。



起ちあがれニッポン

**DREAM GATE**

経済産業省の補助事業として生まれ、ドリームゲートには起業・経営に関する専門家が250名以上登録しており、ご相談に無料でお答えしています。 <http://www.dreamgate.gr.jp/>

**金子先生はドリームゲート  
(経済産業省後援)のアドバイザーです**



**起業家を応援しています!!**

#### 7. 今後のビジネスモデルについてどのようにお考えですか？

まずは現在オフィスを構えている多摩地区において、より一層しっかりと地盤を作ることです。多摩地区で業務を行うと「社会保険労務士って、こんな業務もしているのですね」と言われることが多いですから、まだまだたくさんのニーズがあると思っています。

例えば、法人に対するビジネスだけではなく、多くの社会保険労務士が手を出さない障害年金を引き受け、医師も気がつかない遡及適用も見つけ、受給金額を増額させるなど、個人レベルのサービスまで数多くこなせるようにしていきたいと思っています。

また、冒頭でも申し上げましたが、私はお客様とお会いすることにこだわっておりますので、より多くの方とお会いすることができるように、様々な角度から作業の効率化を図っていきたくと考えています。

#### 8. 最後にになりますが、BCNEWSをご覧になっていた皆様にメッセージをお願いします。

経営者が労働法を知らなかったということで従業員と衝突してしまうということがよくあります。私は企業にとって不利にならず、「企業が成長できる人事・労務」に関するご提案を致します。また、新規雇用や新事業を立ち上げようとしている方は、助成金の受給についても一緒に考えていきましょう。そして、出会いが会いを呼びますので、ブレインさんをはじめ、他の士業の先生とのネットワークをもっと築いていきたいと思っています。専門家の方からのご連絡もお待ちしております。



社会保険労務士金子事務所  
東京都昭島市玉川町1-3-1-719  
TEL: 042-546-2765  
E-mail: [Info@srkaneko.com](mailto:Info@srkaneko.com)  
URL: <http://www.srkaneko.com/>